



相続だより

Vol.106

そろそろ相続対策はじめてみませんか？

—— 大切な家族に「想い」を伝える ——

今月の内容

新型コロナウイルスの感染拡大が心配ですが、梅の便りに春の訪れを感じる季節となりました。体調を崩されたりしておられませんか？くれぐれもご自愛ください。
今月は、改めてご自身や大切なご家族のこれからに想いをはせながら、贈与を活用した相続対策について考えてみましょう。



相続相談 贈与Q&A

「贈与税の配偶者控除のメリットは？」



ワンポイントレッスン

「配偶者への居住用不動産の贈与の特例」

詳細は次のページへ



2020年3月号



最終ページは、今月のご案内を掲載しています。ぜひご覧ください。

この資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づいて野村證券株式会社が作成していますが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。この資料の記載内容等については、2020年2月現在の情報に基づいて、相続に関する参考情報として提供することを目的に作成しております。今後、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、この資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等はできません。

相続相談 贈与Q&A

相談

相続人は妻と二人の子供ですが、自宅は妻に相続させたいと思っています。妻に自宅を贈与する場合の特例があると聞きましたが、贈与することのメリットはあるのでしょうか？

- 【A】 相続税の総額が少なくなる場合がある
- 【B】 配偶者の税額軽減があるためメリットはない



回答はこちら

婚姻期間が20年以上の配偶者へ居住用不動産または居住用不動産を取得するための資金を贈与する場合には、最高2,000万円まで贈与税の課税価格から控除できます。基礎控除の110万円と合わせると2,110万円まで無税で贈与することができます。

配偶者の税額軽減の特例（申告を行うことで1億6,000万円または法定相続割合相当額のいずれか大きい金額までは相続税がかからない特例）により、配偶者の相続税負担はないケースが多いのですが、贈与により相続時の課税価格の合計額を減らすことで相続税の総額が低くなり、お子様の負担を減らせる場合があります。

相続税では、相続や遺贈などにより財産を取得した人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、相続税の課税価格に加算されます。ただし、この特例を利用した贈与財産については加算されないため、相続税の課税対象となる財産額を確実に減らすことができ、相続税の総額が少なくなる場合があります。

なお、所有している自宅不動産の相続税評価額が、2,000万円を超える場合には、持分の一部、例えば6,000万円の土地の3分の1（2,000万円分）を配偶者に贈与することも可能です。土地の贈与の場合、持分を移転登記するのが一般的で、必ずしも分筆する必要はありません。※居住用不動産の贈与に当たっては、不動産登記費用や場合によっては不動産取得税がかかる場合があります。

まずは相続税額がいくらかかるかを試算してみて、生前贈与の有効活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

野村證券では、お客様の相続・贈与についての様々なご質問やご相談を承っております。お近くの野村證券にご相談ください。



★正解は、【A】です。

贈与税の配偶者控除～配偶者への居住用不動産の贈与の特例～

- 婚姻期間が20年以上の配偶者へ居住用不動産または居住用不動産を取得するための資金を贈与する場合には、最高2,000万円まで贈与税の課税価格から控除できます。
- 基礎控除の110万円と合わせると2,110万円まで無税で贈与することができます。
- 利用できるのは、同じ夫婦間で一度だけです。
- 特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた者がそこに居住していて、その後も引き続き居住する見込みであることが条件です。
- この特例を利用した贈与は、相続開始前3年以内に行ったものでも相続税の課税価格に加算されることはありません。
- この特例を利用した贈与は非課税ですが、贈与税の申告が必要です。（翌年の確定申告）不動産の贈与には登記費用等がかかります。
- 婚姻期間が20年以上の配偶者への居住用不動産の生前贈与や遺贈は特別受益としない旨の意思表示をしたものと推定され、遺産分割の際に、原則として遺産に持ち戻さず配偶者の相続分を計算できるようになりました。

※2019年6月30日までにされた居住用不動産の贈与や遺贈については適用されません。



～相続税額のシミュレーション～

具体的な事例を参考に、特例を活用した贈与の効果を確認してみましょう。

家族構成（法定相続人）は妻と子2人（長男・長女）、法定相続分通りに相続する場合



法定相続人



本人

妻

長男

長女

総資産1億円



自宅 2千万円

金融資産 8千万円

贈与はせず、そのまま相続する場合

相続財産 1億円（注）自宅の相続には小規模宅地等の特例は考慮していません

相続税額 妻はかからない（※）
子は157.5万円ずつ⇒計315万円

（※）妻に相続税がかからないのは配偶者の税額軽減の特例を適用したため。

贈与税の配偶者控除を使い妻に自宅を贈与した場合

相続財産 8千万円（総資産：1億円
－自宅：2千万円（贈与分））

相続税額 妻はかからない（※）
子は87.5万円ずつ⇒計175万円

差額：140万円 相続財産額を減らすことができ、相続税総額が減少します。

※妻に贈与後、夫よりも先に妻の相続が開始した場合は、贈与を受けた自宅は妻の相続財産になります。



POINT

生前贈与を活用した相続税軽減対策を検討するためには、まずは相続税の試算を行い、ご自身に合った贈与金額や方法を確認してみましょう。

※2020年2月現在の法律によるものです。将来変更の可能性があります。個別の税務の詳細は税理士等専門家へご相談ください。

相続への備えをご一緒に考えませんか？野村證券にご相談ください。

野村の相続サービス

まずは相続の話を知りたい。

相続セミナー

野村證券本・支店では、毎月各1回程度、相続セミナーを開催しています。
※店舗によって開催状況は異なります。

自分の場合はどうなのかを個別に相談したい。

個別のご相談

お客様の相続についての様々なご質問やご相談に個別に応じます。

相続税の概算やシミュレーションをしたい。

野村の「資産設計」

相続税の概算や遺産分割案の検討などを行いながら、相続に備えた資産運用をお手伝いいたします。



＜野村＞が企画・制作した 新しいタイプのエンディングノート のご紹介です。

夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート
マイライフノート

MY
LIFE
NOTE

マイライフノート
夢を叶え、家族との心をつなぐ魔法のノート

大切な家族へ贈る
あなただけのメッセージ

書いた瞬間から
心から言葉と記憶が溢れてくる。
心の叫びになった思いが
溢れていきます。
あなたが、思い、涙、笑いを
かけるとは、宝物のかけが
え無。そして未来の家族へ
残るを。つながっている。

新しいタイプの
エンディングノート
TV・新聞で
話題です！
税制改正対応版

野村證券 信託銀行・保険事業部 編
日本経済新聞出版社 刊
定価(本体2,400円+税)

※全国の主要書店でお求めいただけます。

野村のマイライフノート 検索

＜マイライフノートはこのような方におすすめです＞

- ☒ 自分史を書いておきたい
- ☒ いつまでも健やかでいられるヒントを知りたい
- ☒ 大切な人への感謝の気持ちをのこしたい
- ☒ 遺言を書く前に財産の内容を整理したい
- ☒ そろそろ遺言や相続のことを考えておきたい
- ☒ いざという時に家族が困らないようにしておきたい